

事務局規程

平成28年 3月 8日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という。）の定款9章第35条の規定に基づき、当法人の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 当法人の事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長代行
- (3) 経理担当等一般職員

(事務局長)

第3条 事務局長は、事務局の事務を統括し、また、会長・専務理事及び各委員会と連携を取り、当法人の基本的事業活動業務について主体的に取り組む。

- 2 事務局長は会長が理事会の承認を得て、任免する。
- 3 前項以外の職員は、会長が任免する。

(事務局長代行)

第4条 事務局長代行は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、会長の指名により、事務局長の業務を代行する。

(一般職員)

第5条 事務局には正規雇用の他、派遣、非常勤の嘱託、臨時雇用などの一般職員を採用することが出来る。

- 2 一般職員は事務局長、事務局長代行の命を受けて、所轄業務を担当する。

(運営)

第6条 事務局は次の業務を分掌する。

- (1) 理事会・総会・委員会等に係わる事項
- (2) 当法人事業活動に関する事項
- (3) 公益社団法人に関する事項
- (4) 当法人の会計、決算に関する事項
- (5) 行政との折衝、交渉に関する事項
- (6) その他当法人に必要な事項

第7条 この規程に定めるものの他、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則 この規程は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。

【公益社団法人東京生薬協会 組織図】

